



放課後等デイサービスの 移行支援の流れについて (通所主体から地域生活主体の発達支援へ)

Ryouiku Circle はなはな

実樹の放課後等デイサービスについて

目的

- ☑ 獲得した機能、代替手段を生活に活かせる場・人を増やしていく支援
(買い物や余暇活動、仲間との活動、社会参加等)
- ☑ 学校生活への移行支援
(学校連携を増やし、通所中心の療育終了を目指す)
- ☑ 家族支援
(勉強会、座談会、保護者相談 等)

実樹でやってきた上記の成果を実際場面で試していく為、
通所中心の療育を一旦お休みする期間を作ります。

実樹の放課後等デイサービスについて

【療育を一旦お休みし、その後継続していく場合】

前期利用者

- | | |
|----------|---|
| 2019年 4月 | 療育開始 |
| 6月 | モニタリング |
| 8月 | } 個別支援計画書 ・ 支援表を元に
今後の方針について説明 |
| 9月 | |
| 10月～ | 支援の成果を試す期間 (2020年3月まで)
(療育を一旦お休み/ <u>契約は一旦終了</u>) |
| 2020年 2月 | } 実樹から保護者へ連絡し
再開の必要性を検討 |
| 3月 | |
| 4月 | 療育再開 |



実樹の放課後等デイサービスについて

【療育を一旦お休みし、その後継続していく場合】

後期利用者

2019年 4月 療育お休みの期間(9月まで)

8月 } 実樹から保護者へ連絡し

9月 } 再開の必要性を検討

10月 療育開始 (2020年3月まで)

12月 モニタリング

2020年 2月 } 個別支援計画書 ・ 支援表を元に

3月 } 今後の方針について説明

4月～ 支援の成果を試す期間 (9月まで)

(療育を一旦お休み/契約は一旦終了)



実樹の放課後等デイサービスについて

◇療育をお休みしている間に利用できるサービス◇

- 心配な事があった時には、遠慮なく実樹へご連絡下さい。
例) 学校で友達とのトラブルがあり、以前の支援方法
では対応が難しくなってきた
 学校への行き渋りが出てきた 等



本人や保護者との面談、学校や他事業所との会議・訪問、
また必要に応じて通所再開の検討をしていきます。



実樹の放課後等デイサービスについて

◇療育をお休みしている間に利用できるサービス◇

- ・ 保護者向けの勉強会を開催しています。
 - 詳細は各事業所の掲示板・HPをご覧ください。
<http://hanahana.offmaehara.com/>
- ・ 保護者主催の交流会(茶話会)を今後開催予定です。
詳細は決まり次第、各事業所の掲示板やHPへ掲載していきますので、ご確認下さい。



実樹の放課後等デイサービスについて

【通所主体支援から学校・地域での支援へ移行 (通所の終了)する場合】

前期利用者

2019年4月	療育開始
6月	モニタリング
8月	個別支援計画書 ・ 支援表を元に 今後の方針について説明
9月	

通所終了(9月いっぱい)



実樹の放課後等デイサービスについて

【通所主体支援から学校・地域での支援へ移行 (通所の終了)する場合】

後期利用者

2019年 4月 療育お休みの期間(9月まで)

10月 療育開始

12月 モニタリング

2020年 2月 } 個別支援計画書 ・ 支援表を元に

3月 } 今後の方針について説明

通所終了(3月いっぱい)



実樹の放課後等デイサービスについて

【通所主体支援から学校・地域での支援へ移行 (通所の終了)する場合】

通所主体の支援から、学校・地域での支援へ移行が可能か否かは、検査・モニタリング・本人やご家族との面談、支援表を基に検討しますが、最終的には**ご家族との面談**によって決めていきます。

また、一旦お休み後に継続と説明を受けた方も、休みの期間に**学校や家族・本人の困り感が少なく、支援の方法も安定している場合は、そのまま終了(卒業)**となる場合もあります。

きりしま子ども発達支援センター

実樹の放課後等デイサービスについて

支援表とは…

実際の生活の中で、
どのような支援がどれだけ必要かを、
場面(療育・家庭・学校)に分けて
検討していくものです。



受給者証について

療育を一旦お休みし、その後継続していく場合

- ☑ 他事業所の利用がある場合は**更新**して下さい。
- ☑ 他事業所の利用がなく、療育をお休みしている間に更新(誕生日)がある方は、**実樹の利用がなくとも更新**をして下さい。
- ☑ 療育再開の時期まで大切に保管して下さい。
- ☑ 療育をお休みになる際に**契約は一旦終了**となります。その為、再開時に再契約をさせていただきます。再開時には**受給者証と印鑑**をご持参下さい。



受給者証について

通所主体支援から学校・地域での支援へ移行

(通所の終了)する場合

- ☑ 相談支援事業所へ保護者からご連絡し、療育終了の旨をお伝え下さい。
- ☑ 受給者証は相談支援事務所と相談をして、所持または返還して下さい。
(当事業所でお話を伺うこともできます)

